

## ＜用 語 例＞

- 1 「**法**」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- 2 「**令**」とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- 3 「**省令**」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- 4 「**条例**」とは、福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号）をいう。
- 5 「**規則**」とは、福山地区消防組合火災予防規則（平成 2 年規則第 18 号）をいう。
- 6 「**危政令**」とは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）をいう。
- 7 「**危規則**」とは、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）をいう。
- 7 「**建基法**」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）をいう。
- 8 「**建基令**」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。
- 9 「**耐火構造**」とは、建基法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 10 「**防火構造**」とは、建基法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 11 「**不燃材料**」とは、建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 12 「**準不燃材料**」とは、建基令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 13 「**難燃材料**」とは、建基令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 14 「**防火設備**」とは、建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。
- 15 「**特定防火設備**」とは、建基令第 112 条第 1 項に規定するものをいう。
- 16 「**延焼のおそれのある部分**」とは、建基法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。